



福祉部局と連携した違反対象物の早期是正指導の取組



富山県 富山市消防局

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携
取組期間 平成27年4月から

背景

障害者施設等に係る法令改正

平成25年から平成26年にかけて、消防法施行令及び消防法施行規則の一部が改正され、障害者施設等の用途判定及びスプリンクラー設備の設置基準等が見直された。この改正により、それまでは、施設名、面積などから一律に用途判定や消防用設備等の設置判断をしていたものが、施設の入所状況等の実態に即して、関係機関と連携を図りながら、個々に判断することが求められることとなった。

このことを受け、以下のような課題が想定された。

- 改正に係る運用通知(平成26年消防予第81号)では、令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等」について、「障害支援区分認定を受けていない者にあっては、福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること」と示されたことから、どのように障害福祉部局と連携し障害程度の判断等を行えばよいのか?
- 障害支援区分には有効期間(3か月から3年)があり、入所者が変わらずとも障害支援区分が変わることにより、用途区分の変更が必要となることが想定されたことから、定期的に入所者の状況を把握するためには、どのような方策が考えられるのか?
- 延べ面積が275m²未満の(6)項口(5)については、スプリンクラー設備の設置の要否を、入所者の「認定調査項目」の支援の度合により判断することとなったが、認定調査項目を把握しているのは、施設関係者ではなく、各市町村の障害福祉部局であり、運用通知(平成26年消防予第118号)で示されている認定調査項目の確認を開示請求により行うとした場合、確認に時間を要することが考えられたことから、早期に確認するための方策はないのか?
- 市内で該当施設を運営する者の中には、県内の他の市町村でも同様の施設を運営する者がいたことから、県内の各消防本部で異なる指導をした場合、施設関係者に混乱を与えるのではないか?統一した指導をすべきではないのか?

これらの課題を解決すべく、平成26年度当初から、県内の各消防本部に呼びかけ、県及び各市町村の障害福祉部局と検討会を5回開催し、平成27年2月に富山県消防長会として「障害者支援施設等の用途判定等に係る了解事項(以下「了解事項」という。)」を策定し、県及び各市町村の障害福祉部局に通知した。

内容

県内統一して定めた了解事項の内容

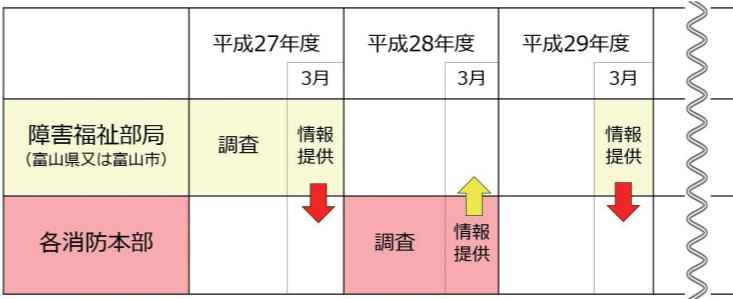
策定した了解事項の主な内容は次のとおりで、県内統一して、平成27年4月1日から運用を始めている。

① 用途判定について

「避難が困難な障害者等」の取り扱いについて、障害支援区分認定を受けていない者であっても、車椅子や車椅子の利用を必要とするなどの自力避難困難者は、同様に避難が困難な障害者等とみなすこととした。また、利用者が頻繁に入れ替わる短期入所施設は、入所者の障害支援区分に関わらず、(6)項口(5)として用途判定することとした。

② 定期的な入所状況の把握体制及び障害福祉部局との連携について

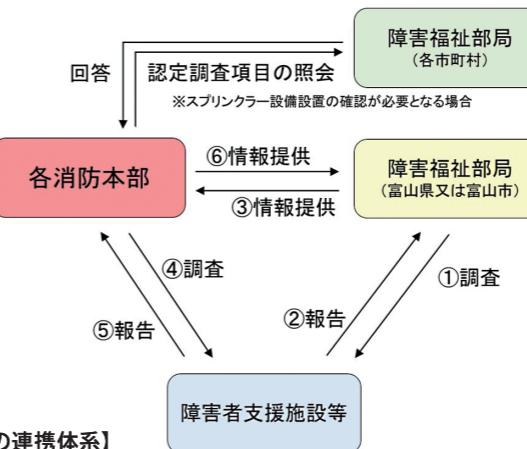
入所者の障害支援区分を定期的に把握する方策として、(6)項口(5)(延べ面積275m²未満でスプリンクラー設備が設置されていないもの)及び(6)項ハ(5)(入所施設に限る)について、障害福祉部局と各消防本部が、隔年で交互に入所状況の調査を行うこととし、その結果をお互い情報提供することとした。



【定期的な入所状況の把握体制】

③ 認定調査項目の確認方法について

「認定調査項目」の確認については、了解事項の中で、消防から障害福祉部局への照会様式を定め、開示請求によらなくても確認ができる方法とした。なお、障害福祉部局からの回答については、「認定調査項目の6項目のいずれかに該当する者(介助がなければ避難できない者)は、〇名中〇名である」ということのみ回答することとし、個人の障害程度が特定されないことに配慮し、かつ、短期間で行えるものとした。



【障害福祉部局との連携体系】

また、消防の立入検査時に入所者の障害支援区分を確認する様式についても了解事項で定め、県内の各消防本部が同じ様式を用いて、施設関係者から入所状況の報告を受けることとした。

別記様式5		
年 月 日		
市町村 課	消防局(本部) 課	スプリンクラー設備の設置対象物による障害支援区分の認定調査項目の調査について
提出期間 月 日()までに回答をお願いします。	回答元 課 照会元 消防局(本部)課(内線) k-井: ひ	記
次の火災対象に入所している障害支援区分4以上の入所者について、消防法施行令第12条第1項第2号の規定に基づき、介助がなければ避難できない者として、消防法施行規則第2条の3に規定される障害支援区分の認定調査項目の確認を行なうことで、以下の調査にご協力いただきますよう、宜しくお願ひいたします。		
1 調査対象物名・所在地: 2 調査対象者 市(町・村)で支給決定を受けている入所者数 _____名 3 障害支援区分4以上での、次の認定調査項目のいずれかに該当する者が何人いますか? ①「移動」において、支援が必要な者又は自己移動の支援が必要な者 ②「行動」において、支援が必要な者又は自己移動等の支援が必要な者 ③「施設の使用」において、支援が必要な者は部分的な支援が必要な者 ④「施設の利用」において、理解できない者 ⑤「活動・行動能力」において、支援が必要な者 ⑥「不安定な行動」において、支援が必要な者 ※ 調査結果については、調査対象者 _____名中、_____名が該当 という形で任意の形式にて記載願います。 ※ 障害程度区分で認定されている者は、障害支援区分に読み替えて記載してください。		

【認定調査項目の照会様式】

成果

用途区分の変更及びスプリンクラー設備設置対象の早期把握

了解事項を定めていたことで、用途区分の変更及びスプリンクラー設備の設置が必要となることが、早期にスムーズに把握できた事案。

当該対象物は、平成23年12月に(6)項ハ(5)(延べ面積220.68m²)として建設され、以降、法令違反も無く、良好に運営管理されていたが、令和2年度末の立入検査において、施設関係者から提出された入所者の入所状況報告書により、障害支援区分4以上の者が8割を超えることが判明し、用途区分が(6)項口(5)に変更となったもので、スプリンクラー設備の設置の要否を確認するため、了解事項に基づき、入所者の認定調査項目について、認定を行った二つの市町村に照会したところ、二日後には両市町村から回答があり、入所者全員が介助がなければ避難できない者に該当することが判明し、スプリンクラー設備の設置対象となった事案である。施設側からは、用途区分の変更に伴う防火管理者の選任等の必要な届出は全て提出されており、残るスプリンクラー設備の設置に向け、改善計画書が提出され、段階的に改善が図られている。

了解事項が無ければ、用途判定やスプリンクラー設備の設置の要否の判定に時間を要したことが考えられるが、今回の事案は、入所者の障害支援区分の変化に応じ、早期に施設関係者に対し適切なアプローチができたことで、関係者の改善意思を低下させることなく、段階的に改善指導が行えているものと思慮される。

特記事項

本事例のように、過去に全く消防法令違反が無くても、入所者の障害支援区分の変更により、スプリンクラー設備未設置という重大違反対象物となる事例が今後も出てくることが想定される。違反対象物の早期発見と是正指導には、福祉部局といった関係機関との連携は必須であり、今後も他の機関との連携を模索するとともに、本事例が皆さまの業務の一助となれば幸いである。